

医薬関連発明の判例紹介
平成30年（行ケ）第10036号
—用途限定の新規性判断について—

2019年7月8日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

■概要

名称を「IL-17産生の阻害」とする特許第5705483号の特許無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟。

本件特許発明1で特定されている「T細胞によるインターロイキン-17（IL-17）産生を阻害するため」という用途と、引用発明の「T細胞を処理するため」という用途とは、明確に異なるのであるから、本件特許発明1の用途が、引用発明の用途を新たに発見した作用機序で表現したにすぎないものとはいえないことは明らかである、として新規性が認められた事例。

■本件発明

【請求項1】

T細胞によるインターロイキン-17（IL-17）産生を阻害するためのインビボ処理方法において使用するための、インターロイキン-23（IL-23）のアンタゴニストを含む組成物。

■この資料にはつづきがあります。詳細は当所までお問合せください。

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。

是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。